

国東市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 国東市議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出について基準を定める。

(議長交際費)

第2条 議長交際費とは、国東市議会議長（以下「議長」という。）が、国東市議会を代表し、外部との交際上特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

(議長交際費の支出)

第3条 議長交際費の支出については、その相手方や内容が相当であり、金額が社会通念上妥当であると認められる範囲内で、かつ支出金額が必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

(議長交際費の支出範囲)

第4条 議長交際費の支出区分と内容及び金額等は、別表のとおりとする。

(議長交際費の見直し)

第5条 議長交際費の支出基準及び金額等については、社会情勢の変化等を十分に考慮した上で、適正な執行に努めるとともに、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この基準は、令和元年12月1日から施行する。

(案) 別表 (第4条関係)					
支出区分	支出内容			金額等	
1	会費	各種会議、会合、研修会等に出席する場合の経費			金額が案内文書等に明示されている場合はその金額、明示されていない場合は会費相当額(10,000円を限度)
2	慶祝費	慶事、祝賀会、総会、式典、行事等に係る経費			金額が案内文書等に明示されている場合はその金額、明示されていない場合は実費相当額(飲食を伴うものは10,000円を限度、飲食を伴わないものは5,000円以内)
3	吊費 (葬儀)	市議会議員	区分	対象者	金額等
				本人	香典 10,000円
				配偶者及び同居一親等	香典 5,000円
			元市議会議員	香典 5,000円	
		常勤特別職(市長・副市長・教育長・病院管理者)	本人	香典 10,000円	
			配偶者及び同居一親等	香典 5,000円	
			退任後5年以内の本人	香典 5,000円	
		行政各委員(代表監査委員、教育委員、農業委員、選挙管理委員、固定資産評価委員、公平委員)	本人	香典 5,000円	
		区長	本人	香典 5,000円	
行政職員(一般正規職員)	本人	香典 5,000円			
地元選出の国会議員及び県議会議員 他自治体の議長及び市町村長	本人	地元選出の国会議員及び県議会議員、または当市に関係のある市町村議会の議長及び市町村長については、他市の状況、行政側の対応等を考慮し、他市議会と調整のうえ、均衡を失しない範囲で決定する。			
4	賛助費	公に認められた団体及びそれに準じる団体が行う事業で、その事業の趣旨・目的に賛同でき、かつ公共性・公益性が特に認められるもの			1事業 10,000円を限度とする。ただし、市費から助成や補助等のある団体については除く。
5	贈答費	市議会の運営に資する訪問又は折衝の際の土産代として、儀礼の範囲内で支出する経費			1団体 5,000円以内
6	その他	上記のいずれにも属さない支出で、議長が議会運営上特に必要と認めた場合			社会通念上妥当かつ必要最小限の額

(注)1 議員が議長の代理として又は市議会を代表して出席する場合は、議長が出席する場合に準じて支出する。